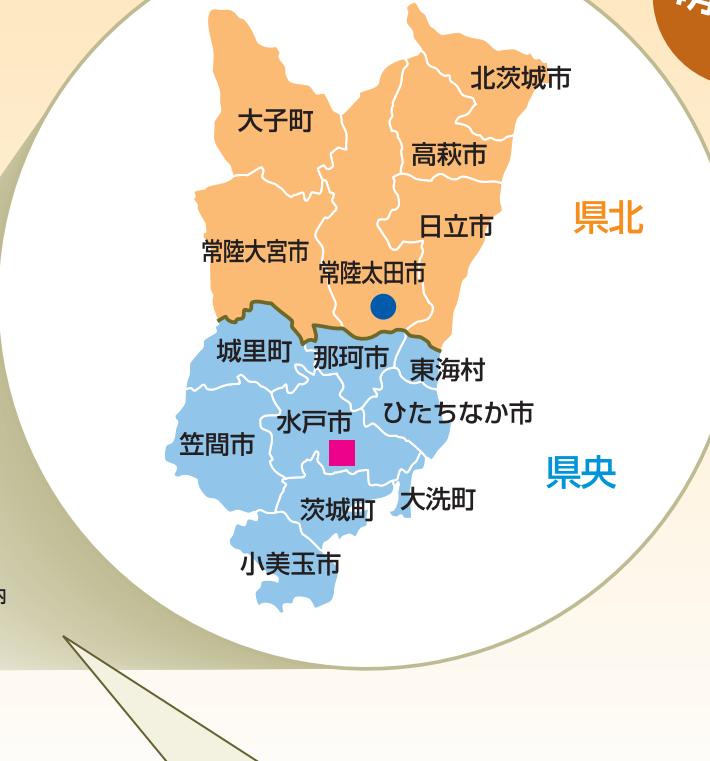


平成21年  
4月1日から

# 出先機関を再編し、 行政のスリム化を図ります

県民センターの管轄・位置  
 ●県民センター  
 ■本庁



## 地方総合事務所から県民センターへ

- 地方総合事務所を廃止し、県民センターを県内4地域（県北・鹿行・県南・県西）に新たに設置します。
- これまでの県北地域は、県北地域と県央地域に分かれます。県央地域は、本庁が直接担当します。

### 時代に対応した 効率的な組織へ

合併の進展による市町村の事務権限の拡大、高速道路網や情報通信手段の整備による移動時間・距離の短縮など、県を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。これまで、県では地方総合事務所などの出先機関を設置して地域ニーズに応じた行政サービスの提供に努めてきましたが、こうした変化を踏まえて今年四月一日に出先機関の再編統合を行います。

地方総合事務所を廃止し、県民向けの相談業務や現地での調査・確認が必要な建築確認業務などを「県民センター」を、県内四地域に新たに設置します。県民センターが担当する業務のうち県央地域が対象となるものについては、本庁が直接担当します。また、地域農林業の振興体制を強化するため、地方総合事務所の農林関係部門、農業改良普及センター、土地改良事務所を再編統合し、「農林事務所」を新設します。県税事務所と土木事務所については、一部の業務を集約して組織を効率化します。保健所は、総務事務などを集約します。

この改革により、事務処理の簡素化と素早く的確に対応できる体制づくりが図られます。また、職員約二百人以上の削減と、人件費などの経費約十六億円以上の削減が見込まれます。皆さまへのサービスを低下させないよう留意しながら、より効率的な行政体制の整備を進めますので、ご理解とご協力をお願いします。

#### 〈再編統合後はより効率的に〉

再編統合後は、集約化されて効率性・専門性が高まる業務については、本庁が担当します。消費生活相談など県民の皆さまが直接窓口などに来所されるような業務、建築確認など現地性の高い業務については、引き続き出先機関が担当します。

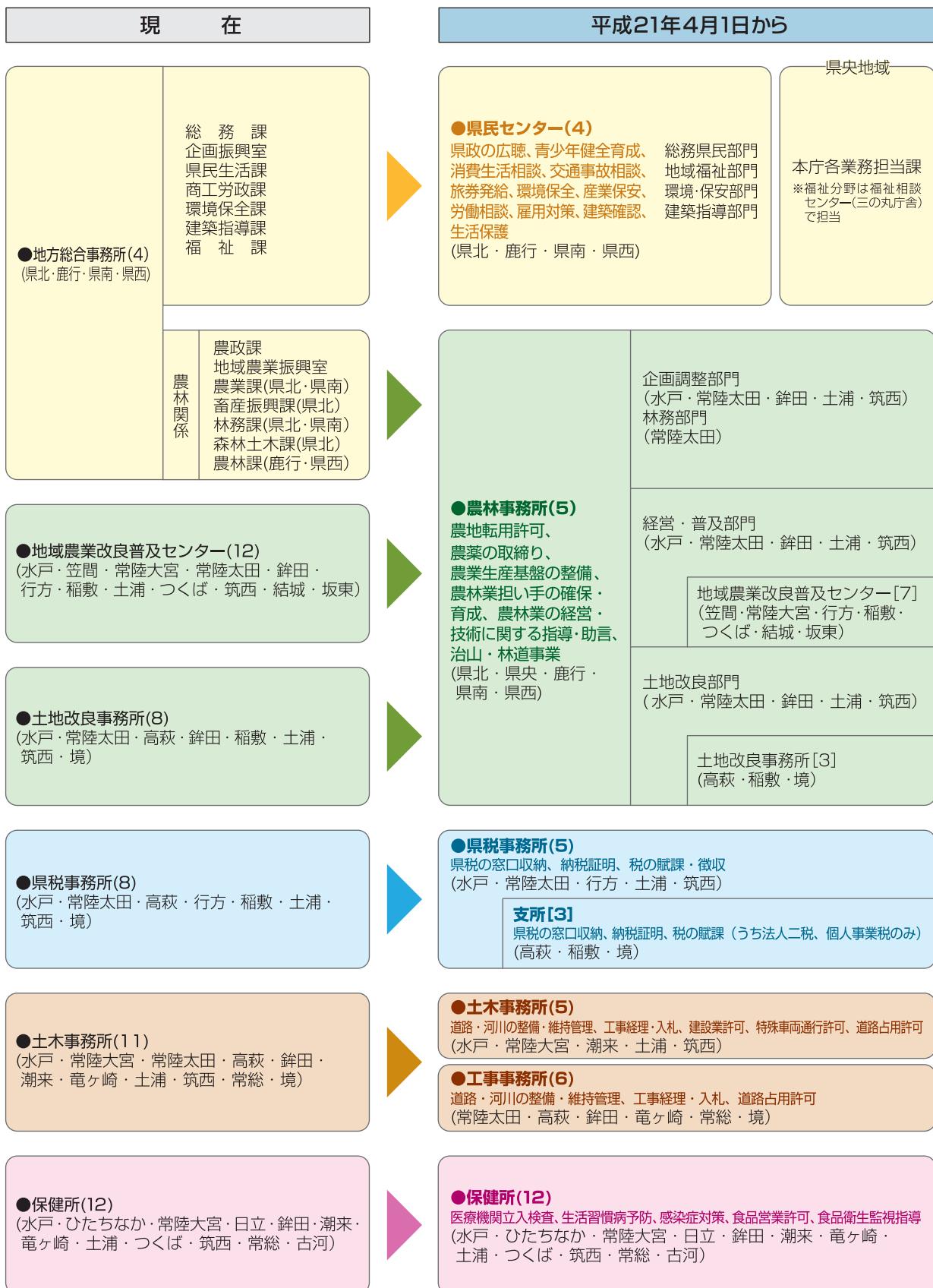


直接窓口で対応する業務などは、引き続き出先機関が担当します

地方総合事務所など県の出先機関が今年四月に再編統合されます。今回は、地方総合事務所設置以来三十三年ぶりの抜本的な再編です。よりスリムで効率的な組織となるための改革のあらましについてお知らせします。

従来の行政サービスを保ちながら、地域で行うべきことは地域で、本庁に集約できることは本庁で行います。

## 出先機関の再編



※原則として、再編後の出先機関の所在地については変更はありません。

※県民センターは、県北(常陸太田合同庁舎)、鹿行(鉾田合同庁舎)、県南(土浦合同庁舎)、県西(筑西合同庁舎)となります。

※農林事務所は、県北(常陸太田合同庁舎)、県央(水戸合同庁舎)、鹿行(鉾田合同庁舎)、県南(土浦合同庁舎)、県西(筑西合同庁舎)となります。